

試乗車に新車価格を表示する際の留意点について

ここ数年、新車拠点において、試乗車を展示車（新車）の代わりに展示し、併せて、新車価格を表示するケースが見受けられます。また、当協議会にも、このような場合の価格表示の方法に関する質問が多く寄せられています。

試乗車は、登録済みの中古車であるため、規約上、販売する目的で展示した場合は、中古車としての価格を表示する必要があります。

しかしながら、このケースは、試乗車（中古車）を販売するために展示しているものではなく、試乗車の台数増、在庫車の減少、展示スペースの縮小等、様々な理由により、展示車（新車）に代わるものとして店舗内に展示し、「試乗車と同様の新車を販売する際の参考価格」として表示しているものと理解できることから、その旨が明確に分かるようになっていれば、問題はないものと考えます。

会員の皆様におかれましては、試乗車を展示し、併せて、新車価格を表示する際は、「試乗車と同様の新車を販売する際の参考価格」であることがわかるよう、以下の点に留意した表示・対応を行って下さい。

<試乗車に新車価格を表示する際の表示・対応例>

- ①試乗車である（販売するために展示している新車ではない）ことを明確にすること
⇒ 新車拠点内に展示する試乗車のボディ等に、「試乗車」、「TEST DRIVE」等の文言を用紙やマグネット等を用いて表示する
- ②試乗車と同様の新車の販売価格を表示したものである旨を付記する
⇒ 価格の直近に、例えば、「参考：新車時価格」、「同型車両の新車時の価格です」等と付記する

【注意点】

表示する新車価格は、展示車として使用する試乗車と同一グレード、オプション装備の価格とすること

- ⇒ 試乗車と異なるグレードの価格を表示、また、グレードは同じであっても実際に装着されているオプション等を含まない安価な価格のみを表示する等、同様とは言えない車両の価格は表示しないこと

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL. 03-5511-2111 FAX. 03-5511-2112